

日 薬 業 発 第 200 号
令 和 5 年 9 月 4 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、新医薬品の薬価基準収載等（令和5年厚生労働省告示第254号）及び費用対効果評価の結果に基づく価格調整等の薬価（同告示第255号）に関するものです。

今般、一部の医薬品には薬価基準の一部改正に伴う留意事項が示され、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）が改正され、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤にペグセタコプラン製剤が追加されました。

今回の一部改正は、令和5年8月30日より順次適用となりますが、同告示第254号の改正規定は、令和5年11月1日から適用されるとのことです。

つきましては、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和5年8月29日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号。以下「特掲診療料告示」という。）が令和5年厚生労働省告示第253号、令和5年厚生労働省告示第254号及び令和5年厚生労働省告示第255号をもって改正され、令和5年8月30日から適用（ただし、令和5年厚生労働省告示第254号の改正規定は、令和5年11月1日から適用）することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬3品目及び注射薬4品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬15品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 572	3, 597	2, 099	26	13, 294

(4) 「薬価算定の基準について」(令和5年2月15日付け保医発0215第2号)第3章第11節1の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目(内用薬1品目)について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。

(5) 効能変更等が承認された既収載品であって、「薬価算定の基準について」(令和5年2月15日付け保医発0215第2号)第3章第5節4に規定する要件に該当する既収載品(内用薬4品目及び注射薬5品目)について、市場拡大再算定を適用し、薬価の改定を行ったものであること。

(6) (4)及び(5)による改定後の薬価調整後の薬価は、令和5年11月1日から適用されるものであり、それまでは従来の薬価が適用されること。

2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継等に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に記載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品(内用薬52品目、注射薬9品目及び外用薬1品目)について、掲示事項等告示の別表第2に記載することにより、令和6年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	214	96	43	0	353

(3) ペグセタコプラン製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

3 特掲診療料告示の一部改正について

ペグセタコプラン製剤について、特掲診療料告示別表第9「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する

注射薬」、別表 9 の 1 の 3 「注入器加算に規定する注射薬」の対象外の薬剤及び別表 9 の 1 の 5 「注入ポンプ加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) コレチメント錠 9mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「17. 臨床成績」の項の内容を熟知し、メサラジン 3,600mg を対照とした国内臨床試験で非劣性が検証されていないことを十分に理解した上で、本剤投与の適否を判断すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) リトゴビ錠 4mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*FGFR2* 融合遺伝子が確認された患者に投与すること。」とされているので、*FGFR2* 融合遺伝子を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。

(3) リットフーロカプセル 50mg

① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤投与開始時に、頭部全体の概ね 50%以上に脱毛が認められ、過去 6 ヶ月程度毛髪に自然再生が認められない患者に投与すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に、頭部全体に占める脱毛部位の割合及び毛髪の自然再生が認められていない期間を記載すること。

② 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「円形脱毛症以外の脱毛症に対する適応はない。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

③ 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤による治療反応は、通常投与開始から 48 週までには得られる。48 週までに治療反応が得られない場合は、投与中止を考慮すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(4) エムパベリ皮下注 1080mg

① 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「補体 (C5) 阻害剤による適切な治療を行っても、十分な効果が得られない場合に投与すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に、治療として使用していた薬剤の品名及び使用期間を記載すること。

② 本製剤はペグセタコプラシム製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) 別表第一医科診療報酬点数表 (以下「医科点数表」という。) 区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(5) アクトヒブ

本製剤は、ペグセタコプラン投与患者に使用した場合に限り算定できるものである。ペグセタコプランの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてペグセタコプランの投与が確認できる場合を除く。）。

(6) ルクスターナ注

- ① 本製品の警告において、「関連学会の定める適正使用指針を遵守し、遺伝性網膜ジストロフィーに関する十分な知識及び経験を有する医師並びに網膜下（黄斑下）手術に関する十分な知識、経験及び技術を有する医師が、本品の臨床試験成績及び有害事象等の知識を十分に習得した上で、遺伝性網膜ジストロフィーの治療に係る体制が整った医療機関において、本品が適切と判断される症例についてのみ投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意し、日本網膜硝子体学会の「ルクスターナ注 適正使用指針」を遵守すること。
- ② 本製品の効能、効果又は性能に関連する使用上の注意において、「遺伝学的検査により *RPE65* 遺伝子の両アレル性の変異が確認された患者に投与すること。」及び「適切な検査により十分な生存網膜細胞を有することが確認された患者に投与すること。」とされているので、以下を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - ・ *RPE65* 遺伝子の両アレル性の変異を確認した遺伝学的検査の実施年月日
 - ・ 生存網膜細胞を確認した検査方法及び検査の実施年月日

5 関係通知の一部改正について

- (1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発 0304 第1号）別添1第2章第6部通則2（1）中スをセとし、シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 乾燥ヘモフィルスb型ワクチン

- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成27年2月23日付け保医発 0223 第2号）の記の2の(4)を次のように改める。

(4) メナクトラ筋注

本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラン投与患者に使用した場合に限り算定できるものである。エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与が確認できる場合を除く。）。

- (3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和4年11月15日付

け保医発 1115 第 9 号) の記の 4 の(7)を次のように改める。

(7) メンクアッドフィ筋注

本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラシク投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラシクの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラシクの投与が確認できる場合を除く。）。

(4) 「薬価基準の一部改正について」（平成 4 年 8 月 28 日付け保険発第 123 号) の記の 4 の(5)を次のように改める。

(5) ニューモバックス NP シリンジ

本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」、「スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合」又は「ペグセタコプラシク投与患者に使用した場合」に限り保険給付の対象とするものであること。スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラシク投与患者に使用する場合は、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラシクの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてスチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラシクの投与が確認できる場合を除く。）。

(5) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号) の一部を次のように改正する。

- ① 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1) 中「及びネモリズマブ製剤」を「、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラシク製剤」に改める。
- ② 別添 3 区分 0 1 (5) イ 中「及びネモリズマブ製剤」を「、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラシク製剤」に改める。
- ③ 別添 3 別表 2 中「及びネモリズマブ製剤」を「、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラシク製剤」に改める。
- ④ 別添 3 別表 3 中「ネモリズマブ製剤」の次に「ペグセタコプラシク製剤」を加える。

(6) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 5 年 3 月 3 日付け 0303 第 2 号) を以下のとおり改正する。

- ① 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を、別紙 2 に別添 2 に掲げる医薬品を加え、令和 5 年 8 月 30 日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
 ※令和5年8月30日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2491001F6273	カリジノゲナーゼ	50単位1錠	カリジノゲナーゼ錠50単位「NIG」	日医工岐阜工場	7.80
内用薬	2590008N1233	タムスロシン塩酸塩	0.1mg1カプセル	タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「NIG」	日医工岐阜工場	13.50
内用薬	2590008N2230	タムスロシン塩酸塩	0.2mg1カプセル	タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「NIG」	日医工岐阜工場	22.90
内用薬	3969004F4151	ボグリボース	0.3mg1錠	ボグリボースOD錠0.3mg「杏林」	キョーリンリメディオ	10.10
内用薬	2149116F1098	カンデサルタンシレキセチル・アムロジ ピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠LD「NIG」	日医工岐阜工場	26.10
内用薬	2149116F2094	カンデサルタンシレキセチル・アムロジ ピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠HD「NIG」	日医工岐阜工場	25.90
内用薬	6149003F2291	クラリスロマイシン	200mg1錠	局 クラリスロマイシン錠200mg「NIG」	日医工岐阜工場	22.80
内用薬	1179041F3389	パロキセチン塩酸塩水和物	5mg1錠	局 パロキセチン錠5mg「NIG」	日医工岐阜工場	11.20
内用薬	3133001B1223	パンテチン	20%1g	パンテチン散20%「NIG」	日医工岐阜工場	6.30
内用薬	1179041F2390	パロキセチン塩酸塩水和物	20mg1錠	局 パロキセチン錠20mg「NIG」	日医工岐阜工場	32.80
内用薬	1179041F1394	パロキセチン塩酸塩水和物	10mg1錠	局 パロキセチン錠10mg「NIG」	日医工岐阜工場	18.30
内用薬	3969004F3155	ボグリボース	0.2mg1錠	ボグリボースOD錠0.2mg「杏林」	キョーリンリメディオ	10.10
内用薬	2132003F1486	トリクロルメチアジド	2mg1錠	局 トリクロルメチアジド錠2mg「NIG」	日医工岐阜工場	6.10

別紙2 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目
(加算等の算定対象とならない後発医薬品)
※令和5年8月30日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	6149003R1259	クラリスロマイシン	100mg1g	局 クラリスロマイシンドライシロップ10%小児用「NIG」	日医工岐阜工場	57.90
内用薬	3943001F2388	アロプリノール	50mg1錠	局 アロプリノール錠50mg「NIG」	日医工岐阜工場	10.10

薬価基準告示

No	薬価基準名		成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	局 アロプリノール錠50mg「NIG」	アロプリノール	50mg 1錠	10.10
2	内用薬	局 カムシア配合錠HD「NIG」	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	25.90
3	内用薬	局 カムシア配合錠LD「NIG」	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	26.10
4	内用薬	カリジノグナーゼ錠50単位「NIG」	カリジノグナーゼ	50単位 1錠	7.80
5	内用薬	局 クラリスロマイシン錠200mg「NIG」	クラリスロマイシン	200mg 1錠	22.80
6	内用薬	局 クラリスロマイシンドライシロップ10%小児用「NIG」	クラリスロマイシン	100mg 1g	57.90
7	内用薬	コレチメント錠9mg	ブデソニド	9mg 1錠	607.80
8	内用薬	タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「NIG」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1カプセル	13.50
9	内用薬	タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「NIG」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1カプセル	22.90
10	内用薬	局 トリクロルメチアジド錠2mg「NIG」	トリクロルメチアジド	2mg 1錠	6.10
11	内用薬	局 パロキセチン錠5mg「NIG」	パロキセチン塩酸塩水和物	5mg 1錠	11.20
12	内用薬	局 パロキセチン錠10mg「NIG」	パロキセチン塩酸塩水和物	10mg 1錠	18.30
13	内用薬	局 パロキセチン錠20mg「NIG」	パロキセチン塩酸塩水和物	20mg 1錠	32.80
14	内用薬	バンテチン散20%「NIG」	バンテチン	20% 1g	6.30
15	内用薬	ボグリボースOD錠0.2mg「杏林」	ボグリボース	0.2mg 1錠	10.10
16	内用薬	ボグリボースOD錠0.3mg「杏林」	ボグリボース	0.3mg 1錠	10.10
17	内用薬	リットフーロカプセル50mg	リトシチニブトシル酸塩	50mg 1カプセル	5,802.40
18	内用薬	リトゴビ錠4mg	フチバチニブ	4mg 1錠	10,252.50
19	注射薬	アクトヒブ	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン(破傷風トキソイド結合体)	10μg 1瓶(溶解液付)	4,941
20	注射薬	エムバベリ皮下注1080mg	ペグセタコブラン	1,080mg 20mL 1瓶	488,121
21	注射薬	オンキヤスパー点滴静注用3750	ベグアスバルガーゼ	3,750国際単位 1瓶	230,637.00
22	注射薬	ルクスターナ注	ボレチゲン ネバルボベク	0.5mL 1瓶(希釈液2本付)	49,600,226.00

(参考2)

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働告示第60号）の一部改正
（令和5年11月1日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品名	規格単位	現行薬価	調整後薬価
4291068M1027	ゼジューラカプセル100mg	100mg 1 カプセル	10,370.20	9,316.80
4291068F1028	ゼジューラ錠100mg	100mg 1 錠	10,370.20	9,316.80
2290001F1028	リフヌア錠45mg	45mg 1 錠	203.20	187.50
4291052F1027	リムパーザ錠100mg	100mg 1 錠	3,492.60	3,225.10
4291052F2023	リムパーザ錠150mg	150mg 1 錠	5,185.10	4,788.00
6343451A1025	ヘムライブラ皮下注30mg	30mg 1 mL 1 瓶	325,524	294,927
6343451A2021	ヘムライブラ皮下注60mg	60mg0.4mL 1 瓶	599,582	543,226
6343451A3028	ヘムライブラ皮下注90mg	90mg0.6mL 1 瓶	857,075	776,517
6343451A4024	ヘムライブラ皮下注105mg	105mg0.7mL 1 瓶	981,775	889,496
6343451A5020	ヘムライブラ皮下注150mg	150mg1mL 1 瓶	1,344,343	1,217,985

揭示事項等告示

別表第2 (令和6年3月31日まで)

No	薬価基準名		成分名	規格単位
1	内用薬	局 アゼルニジピン錠16mg「タナベ」	アゼルニジピン	16mg 1錠
2	内用薬	局 アムロジピン錠10mg「タナベ」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1錠
3	内用薬	局 アロプリノール錠50mg「タナベ」	アロプリノール	50mg 1錠
4	内用薬	局 アロプリノール錠50mg「テバ」	アロプリノール	50mg 1錠
5	内用薬	局 アロプリノール錠100mg「タナベ」	アロプリノール	100mg 1錠
6	内用薬	局 イルベサルタン錠50mg「共創未来」	イルベサルタン	50mg 1錠
7	内用薬	局 イルベサルタン錠100mg「共創未来」	イルベサルタン	100mg 1錠
8	内用薬	局 イルベサルタン錠200mg「共創未来」	イルベサルタン	200mg 1錠
9	内用薬	オランザピン細粒1%「ヨシトミ」	オランザピン	1% 1g
10	内用薬	局 カムシア配合錠HD「武田テバ」	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	1錠
11	内用薬	局 カムシア配合錠LD「武田テバ」	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	1錠
12	内用薬	カリジノゲナーゼ錠50単位「テバ」	カリジノゲナーゼ	50単位 1錠
13	内用薬	局 カルベジロール錠20mg「タナベ」	カルベジロール	20mg 1錠
14	内用薬	局 ケチアピン錠100mg「ヨシトミ」	ケチアピソフマル酸塩	100mg 1錠
15	内用薬	局 ケチアピン錠200mg「ヨシトミ」	ケチアピソフマル酸塩	200mg 1錠
16	内用薬	局 クラリスロマイシン錠200mg「タイヨー」	クラリスロマイシン	200mg 1錠
17	内用薬	局 クラリスロマイシンドライシロップ10%小児用「タイヨー」	クラリスロマイシン	100mg 1錠
18	内用薬	局 クロピドグレル錠25mg「タナベ」	クロピドグレル硫酸塩	25mg 1錠
19	内用薬	局 クロピドグレル錠50mg「タナベ」	クロピドグレル硫酸塩	50mg 1錠
20	内用薬	局 クロピドグレル錠75mg「タナベ」	クロピドグレル硫酸塩	75mg 1錠
21	内用薬	局 セチリジン塩酸塩錠5mg「タナベ」	セチリジン塩酸塩	5mg 1錠
22	内用薬	局 セチリジン塩酸塩錠10mg「タナベ」	セチリジン塩酸塩	10mg 1錠
23	内用薬	タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「武田テバ」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1カプセル
24	内用薬	タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「武田テバ」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1カプセル
25	内用薬	ドネベジル塩酸塩OD錠3mg「タナベ」	ドネベジル塩酸塩	3mg 1錠
26	内用薬	ドネベジル塩酸塩OD錠5mg「タナベ」	ドネベジル塩酸塩	5mg 1錠
27	内用薬	ドネベジル塩酸塩OD錠10mg「タナベ」	ドネベジル塩酸塩	10mg 1錠
28	内用薬	局 ドネベジル塩酸塩錠3mg「タナベ」	ドネベジル塩酸塩	3mg 1錠
29	内用薬	局 ドネベジル塩酸塩錠5mg「タナベ」	ドネベジル塩酸塩	5mg 1錠
30	内用薬	局 ドネベジル塩酸塩錠10mg「タナベ」	ドネベジル塩酸塩	10mg 1錠
31	内用薬	局 トリクロルメチアジド錠2mg「タイヨー」	トリクロルメチアジド	2mg 1錠
32	内用薬	局 パロキセチン錠5mg「タナベ」	パロキセチン塩酸塩水和物	5mg 1錠
33	内用薬	局 パロキセチン錠5mg「テバ」	パロキセチン塩酸塩水和物	5mg 1錠
34	内用薬	局 パロキセチン錠10mg「テバ」	パロキセチン塩酸塩水和物	10mg 1錠
35	内用薬	局 パロキセチン錠20mg「タナベ」	パロキセチン塩酸塩水和物	20mg 1錠
36	内用薬	局 パロキセチン錠20mg「テバ」	パロキセチン塩酸塩水和物	20mg 1錠

No		薬価基準名	成分名	規格単位
37	内用薬	パンテチン散20%「テバ」	パンテチン	20% 1 g
38	内用薬	局 ピオグリタゾン錠15mg「タナベ」	ピオグリタゾン塩酸塩	15mg 1 錠
39	内用薬	局 ピオグリタゾン錠30mg「タナベ」	ピオグリタゾン塩酸塩	30mg 1 錠
40	内用薬	ファムシクロピル錠250mg「共創未来」	ファムシクロピル	250mg 1 錠
41	内用薬	局 プロピペリン塩酸塩錠20mg「タナベ」	プロピペリン塩酸塩	20mg 1 錠
42	内用薬	ボグリボースOD錠0.2mg「マイラン」	ボグリボース	0.2mg 1 錠
43	内用薬	ボグリボースOD錠0.3mg「マイラン」	ボグリボース	0.3mg 1 錠
44	内用薬	リルゾール錠50mg「タナベ」	リルゾール	50mg 1 錠
45	内用薬	局 ロサルヒド配合錠HD「テバ」	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	1 錠
46	内用薬	局 ロサルヒド配合錠LD「テバ」	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	1 錠
47	内用薬	ロスバスタチンOD錠2.5mg「共創未来」	ロスバスタチンカルシウム	2.5mg 1 錠
48	内用薬	ロスバスタチンOD錠5mg「共創未来」	ロスバスタチンカルシウム	5mg 1 錠
49	内用薬	ロスバスタチン錠2.5mg「共創未来」	ロスバスタチンカルシウム	2.5mg 1 錠
50	内用薬	ロスバスタチン錠5mg「共創未来」	ロスバスタチンカルシウム	5mg 1 錠
51	内用薬	ロビニロール徐放錠2mg「共創未来」	ロビニロール塩酸塩	2mg 1 錠
52	内用薬	ロビニロール徐放錠8mg「共創未来」	ロビニロール塩酸塩	8mg 1 錠
53	注射薬	局 アミカシン硫酸塩注射液100mg「サワイ」	アミカシン硫酸塩	100mg 1 管
54	注射薬	局 アミカシン硫酸塩注射液200mg「サワイ」	アミカシン硫酸塩	200mg 1 管
55	注射薬	LH-RH注0.1mg「タナベ」	ゴナドレリン酢酸塩	0.1mg 1 管
56	注射薬	グラニセトロン点滴静注バッグ3mg/50mL「NK」	グラニセトロン塩酸塩	3mg50mL 1 袋
57	注射薬	グラニセトロン点滴静注バッグ3mg/100mL「NK」	グラニセトロン塩酸塩	3mg100mL 1 袋
58	注射薬	局 クリンダマイシン注射液300mg「NIG」	クリンダマイシンリン酸エステル	300mg 1 管
59	注射薬	局 クリンダマイシン注射液600mg「NIG」	クリンダマイシンリン酸エステル	600mg 1 管
60	注射薬	TRH注0.5mg「タナベ」	プロチレリン	0.5mg 1 管
61	注射薬	ヒトCRH静注用100μg「タナベ」	コルチコレリン（ヒト）	100μg 1 瓶（溶解液付）
62	外用薬	アダパレンゲル0.1%「共創未来」	アダパレン	0.1% 1 g

(参考4：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第6部 注射</p> <p><通則></p> <p>2 生物学的製剤注射加算</p> <p>(1) 「通則3」の生物学的製剤注射加算を算定できる注射薬は、トキソイド、ワクチン及び抗毒素であり、注射の方法にかかわらず、次に掲げる薬剤を注射した場合に算定できる。</p> <p>ア ㊦乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン</p> <p>イ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)</p> <p>ウ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)</p> <p>エ 肺炎球菌ワクチン</p> <p>オ 髄膜炎菌ワクチン</p> <p><u>カ 乾燥ヘモフィルスb型ワクチン</u></p> <p><u>キ 沈降破傷風トキソイド</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第6部 注射</p> <p><通則></p> <p>2 生物学的製剤注射加算</p> <p>(1) 「通則3」の生物学的製剤注射加算を算定できる注射薬は、トキソイド、ワクチン及び抗毒素であり、注射の方法にかかわらず、次に掲げる薬剤を注射した場合に算定できる。</p> <p>ア ㊦乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン</p> <p>イ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)</p> <p>ウ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)</p> <p>エ 肺炎球菌ワクチン</p> <p>オ 髄膜炎菌ワクチン</p> <p>(新設)</p> <p><u>カ 沈降破傷風トキソイド</u></p>

ク ㊦ガスエソウマ抗毒素
ケ 乾燥ガスエソウマ抗毒素
コ ㊦乾燥ジフテリアウマ抗毒素
サ 乾燥破傷風ウマ抗毒素
シ ㊦乾燥はぶウマ抗毒素
ス ㊦乾燥ボツリヌスウマ抗毒素
セ ㊦乾燥まむしウマ抗毒素

キ ㊦ガスエソウマ抗毒素
ク 乾燥ガスエソウマ抗毒素
ケ ㊦乾燥ジフテリアウマ抗毒素
コ 乾燥破傷風ウマ抗毒素
サ ㊦乾燥はぶウマ抗毒素
シ ㊦乾燥ボツリヌスウマ抗毒素
ス ㊦乾燥まむしウマ抗毒素

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 27 年 2 月 23 日付け保医発 0223 第 2 号）の記の 2 の（4）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) メナクトラ筋注</p> <p>本製剤は、<u>エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラン</u>投与患者に使用した場合に限り算定できるものである。なので、<u>エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラン</u>の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書において<u>エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラン</u>の投与が確認できる場合を除く。）</p>	<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) メナクトラ筋注</p> <p>本製剤は、<u>エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）</u>投与患者に使用した場合に限り算定できるものである。なので、<u>エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）</u>の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書において<u>エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）</u>の投与が確認できる場合を除く。）</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和4年11月15日付け保医発1115第9号）の記の4の(7)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(7) メンクアッドフィ筋注</p> <p>本製剤は、<u>エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラン</u>投与患者に使用した場合に限り算定できるものである。そのため、<u>エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラン</u>の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書において<u>エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラン</u>の投与が確認できる場合を除く。）。</p>	<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(7) メンクアッドフィ筋注</p> <p>本製剤は、<u>エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）</u>投与患者に使用した場合に限り算定できるものである。そのため、<u>エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）</u>の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書において<u>エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）</u>の投与が確認できる場合を除く。）。</p>

◎「薬価基準の一部改正について」（平成4年8月28日付け保険発第123号）の記の4の(5)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) <u>ニューモバックス NP シリンジ</u></p> <p>本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」<u>、「スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合」</u>又は「<u>ペグセタコプラン投与患者に使用した場合</u>」に限り保険給付の対象とするものであること。<u>スチムリマブ（遺伝子組換え）</u>又は<u>ペグセタコプラン</u>の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書において<u>スチムリマブ（遺伝子組換え）</u>又は<u>ペグセタコプラン</u>の投与が確認できる場合を除く。）。</p>	<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) <u>ニューモバックス NP 及び同 NP シリンジ</u></p> <p>本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」又は「<u>スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合</u>」に限り保険給付の対象とするものであること。<u>スチムリマブ（遺伝子組換え）</u>投与患者に使用する場合は、<u>スチムリマブ（遺伝子組換え）</u>の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書において<u>スチムリマブ（遺伝子組換え）</u>の投与が確認できる場合を除く。）。</p>

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス</p>	<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス</p>

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラ

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラ

ーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレポドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラン製剤

(2)～(6) (略)

別添3

区分01 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続

ーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレポドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤及びネモリズマブ製剤

(2)～(6) (略)

別添3

区分01 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続

携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマ

携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマ

ブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラン製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限

ブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤及びネモリズマブ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限

る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリ

る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリ

ンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラン製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のIに規定されている特定保険医療材料

別表3

ンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤及びネモリズマブ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のIに規定されている特定保険医療材料

別表3

インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體
ソマトスタチンアナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロンアルファ製剤
インターフェロンベータ製剤
ブプレノルフィン製剤
抗悪性腫瘍剤
グルカゴン製剤
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト
ヒトソマトメジンC製剤
エタネルセプト製剤
ペグビソマント製剤
スマトリプタン製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン

インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體
ソマトスタチンアナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロンアルファ製剤
インターフェロンベータ製剤
ブプレノルフィン製剤
抗悪性腫瘍剤
グルカゴン製剤
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト
ヒトソマトメジンC製剤
エタネルセプト製剤
ペグビソマント製剤
スマトリプタン製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン

塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレプレチン製剤

アバタセプト製剤

pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤

アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

ブロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

ベリムマブ製剤

イキセキズマブ製剤

ゴリムマブ製剤

エミシズマブ製剤

イカチバント製剤

サリルマブ製剤

デュピルマブ製剤

インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤

塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレプレチン製剤

アバタセプト製剤

pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤

アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

ブロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

ベリムマブ製剤

イキセキズマブ製剤

ゴリムマブ製剤

エミシズマブ製剤

イカチバント製剤

サリルマブ製剤

デュピルマブ製剤

インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤
遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤
ブロスマブ製剤
メポリズマブ製剤
オマリズマブ製剤
テデュグルチド製剤
サトラリズマブ製剤
ガルカネズマブ製剤
オフアツムマブ製剤
ボソリチド製剤
エレヌマブ製剤
アバロパラチド酢酸塩製剤
カブラシズマブ製剤
濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤
フレマネズマブ製剤
メトトレキサート製剤
チルゼパチド製剤
ビメキズマブ製剤
ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
ペグバリアーゼ製剤
ラナデルマブ製剤
ネモリズマブ製剤
ペグセタコプラン製剤

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤
遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤
ブロスマブ製剤
メポリズマブ製剤
オマリズマブ製剤
テデュグルチド製剤
サトラリズマブ製剤
ガルカネズマブ製剤
オフアツムマブ製剤
ボソリチド製剤
エレヌマブ製剤
アバロパラチド酢酸塩製剤
カブラシズマブ製剤
濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤
フレマネズマブ製剤
メトトレキサート製剤
チルゼパチド製剤
ビメキズマブ製剤
ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
ペグバリアーゼ製剤
ラナデルマブ製剤
ネモリズマブ製剤
(新設)